

令和 4 年 9 月 14 日
消 防 庁

消防法施行令の一部を改正する政令（案）等に対する意見公募の結果及び改正政令等の公布

消防庁は、消防法施行令の一部を改正する政令（案）等の内容について、令和 4 年 7 月 15 日から令和 4 年 8 月 18 日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、17 件の御意見がございました。この結果を踏まえて、本日、「消防法施行令の一部を改正する政令」等を公布しましたのでお知らせします。

1 主な改正内容

以下の事項について措置を行うため、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和 50 年消防庁告示第 14 号）、消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づく登録講習機関の行う講習に係る基準（平成 16 年消防庁告示第 18 号）及び消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目（平成 16 年消防庁告示第 25 号）の改正並びに不活性ガス消火設備の閉止弁の基準を制定するものです。

- （1）二酸化炭素消火設備に係る事故の再発防止を図るための規定の整備に関する事項
- （2）消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書及び工事整備対象設備等着工届出書に添付する書類に関する事項

2 意見公募の結果

消防法施行令の一部を改正する政令（案）等の内容について、令和 4 年 7 月 15 日から令和 4 年 8 月 18 日までの間、意見を公募したところ、17 件の御意見がございました。

いただいた御意見及び総務省の考え方は、別紙 1のとおりです。

3 改正政令等の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、改正政令等を令和 4 年 9 月 14 日に公布しました。

- ・改正政令等の概要 別紙 2
- ・消防法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 305 号） 別紙 3
- ・消防法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 62 号） 別紙 4
- ・消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（令和 4 年消防庁告示第 5 号） 別紙 5
- ・消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づく登録講習機関の行う講習に係る基準の一部を改正する件（令和 4 年消防庁告示第 6

号) 別紙6

- ・ 消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目の一部を改正する件（令和4年消防庁告示第7号）別紙7
- ・ 不活性ガス消火設備の閉止弁の基準（令和4年消防庁告示第8号） 別紙8



（事務連絡先）

消防庁予防課 米田課長補佐、恩村

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

【消防法施行令の一部を改正する政令（案）等に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
No.1	<p>・防火対象物又は危険物施設に設置されている既存の二酸化炭素消火設備を改正後の技術上の基準に適合するように改修する場合、手続の際に軽微な工事として扱ってもよいものか。消防用設備等の着工届並びに設置届及び消防検査について具体的にお示してほしい。</p> <p>・危険物施設に設置されている既存の二酸化炭素消火設備を改正後の技術的基準に適合するように改修する場合、変更許可が必要な工事となるか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>・消防法第 17 条に基づき防火対象物に設置されている二酸化炭素消火設備を改正後の技術上の基準に適合するよう改修する場合の着工届並びに設置届及び消防検査の取扱いについては、別途通知する予定です。</p> <p>危険物施設に設置されている二酸化炭素消火設備については、今回の改正は適用しないこととしており、追って措置する予定です。</p>	無
No.2	<p>・閉止弁を設置した場合には、ガス容器から閉止弁までの気密試験(の義務付け)も必要ではないか。</p>	<p>・閉止弁は、改正後の消防法施行規則第 19 条第 5 項第 19 号イ(ハ)において消防庁長官が定める基準(不活性ガス消火設備の閉止弁の基準)に適合するものを設けることとしております。その基準では気密試験に適合することを求めています。</p> <p>また、閉止弁の設置に係る工事が完了した場合には、「消防用設備等の試験基準の全部改正について(平成 14 年 9 月 30 日消防予第 282 号)」及び「消防用設備等の試験基準に係る運用について(平成 14 年 9 月 30 日消防予第 283 号)」に基づき、気密状況の試験を行うこととされています。</p> <p>さらに、閉止弁の設置後において、閉止弁又は配管の気密不良が発生する原因としては、何らかの要因による閉止弁又は配管の変</p>	無

	<p>・既存消火設備の配管ラインに後付けした場合、高圧ガス保安法に基づく変更許可申請または変更届などの手続きが必要になるのではないかと。経産省と協議して消防(または国)から事業者及び各関係機関に周知が必要と思われる。</p>	<p>形、損傷、腐食等が想定されます。これらを防止するため、点検基準に定める点検項目では、連結管及び集合管の変形、損傷、著しい腐食等に係る項目に加え、閉止弁の変形、損傷、著しい腐食等に係る項目が定められています。</p> <p>・高圧ガス保安法に基づく手続きの周知については、必要に応じて経済産業省と協議します。</p>	
No.3	<p>・今回の改正に伴って、「全域放出方式の二酸化炭素消火設備の安全対策ガイドラインについて(通知)」(平成9年8月19日付け消防予第133号・消防危第85号)において示された安全対策上のガイドラインも見直しまたは廃止等がされるのか。</p> <p>・消防法施行規則の一部を改正する省令の附則第2条の「その部分」とは消防法施行令第13条において不活性ガス消火設備の設置を求められている部分であり、危険物施設に設置されている二酸化炭素消火設備は該当しないのか。 【個人】</p>	<p>・「全域放出方式の二酸化炭素消火設備の安全対策ガイドラインについて(通知)」(平成9年8月19日付け消防予第133号・消防危第85号)において示された安全対策上のガイドラインを見直し、通知する予定です。</p> <p>・「その部分」とは、消防法施行令第13条第1項において不活性ガス消火設備の設置が求められている部分です。 なお、危険物施設に設置されている二酸化炭素消火設備については、今回の改正は適用しないこととしており、追って措置する予定です。</p>	無

<p>No.4</p>	<p>これから新築する駐車場等には二酸化炭素消火設備を使用しないよう規制するなど、二酸化炭素消火設備そのものの廃止に関する検討が足りないと思われるが、消防庁としての見解を聞きたい。 同種災害の根絶のため、対処療法ではなく、本質的な対策を導入するようにすべきである。 具体的にどのように検討したのかを示していただきたい。</p> <p>ほか同旨2件</p>	<p>「二酸化炭素消火設備に係る事故の再発防止策に関する検討結果報告書」では、「二酸化炭素消火設備による事故を防止するための本質的な対策としては、二酸化炭素以外の消火剤を使用していくことが重要である。」と記載されているとおり、二酸化炭素以外の消火剤へ切替えることも、検討会では検討されました。</p> <p>しかし、同報告書では、「不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備(中略)は、技術基準において、消火剤の性能等に応じて設置できる場所の用途や建物規模等を定めており、貯蔵容器を変更するだけでは、消火剤の切替えが出来ないといった技術的な課題がある」とも指摘されています。その上で、二酸化炭素消火設備の新規設置の抑制や既存の二酸化炭素消火設備の消火剤の切替えを推進するためには、特に技術的要件を整理した上で、二酸化炭素以外を消火剤とした消火設備の設置場所の制限や消火剤の放射時間の制限を緩和していくことについて引き続き検討していくべきであるとされています。</p> <p>このことを踏まえ、消防庁では、引き続き、技術的課題に係る検討を進めることとしています。</p>	<p>無</p>
-------------	---	--	----------

No.5	<p>【二酸化炭素消火設備】 1 遡及設備に該当することにより、消防本部では、現在設置されている設備の調査・指導が必要になる。また、R6.3.31 まで追加された「二酸化炭素消火設備に関する基準」への改修指導が必要になる。</p> <p>2 消防本部では、点検報告時、面積に関係なく資格者による点検が行われているか確認する必要がある。</p> <p>【着工・設置時の添付資料の簡素化】 1 今回規則 31 条の3に明記されたため、これ以外の図書を添付指示できない。「その他必要となる書類等」と文言が必要です。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>【二酸化炭素消火設備】 1 及び2について、ご意見として承ります。</p> <p>【着工・設置時の添付資料の簡素化】 1 今回の改正は、着工届及び設置届の制度趣旨を踏まえ、国民の利便性向上及び行政事務の効率化の観点から、必要な添付書類の簡素化を図ったものです。 なお、改正後の規則において届出時に添付することを要しない資料が、火災予防のために必要となる場合には、消防法第4条第1項に基づき、関係者に対して資料の提出を命じることができます。したがって、「その他必要となる書類等」といった文言は不要であると考えます。</p>	無
No.6	<p>1 閉止弁の設置、二酸化炭素の危険性等に係る標識の設置、点検時にとるべき措置を定めた図書の備付けについて、施行期日令和5年4月1日から経過措置令和6年3月31日の1年間で対応するには物の入手とマンパワーが足らなくなることが懸念される。</p> <p>また、閉止弁の設置に際し、二酸化炭素消火設備の納入業者と異なる業者に設置を依頼した場合、PL法における責任が免責される場合があるため、既設の消火設備メーカーから閉止弁を取り寄せる又は取付依頼することが望ましい</p>	<p>1 閉止弁の設置に係る経過措置の期間については、消防用設備等の設置基準を強化した過去の政省令改正における周知期間や準備期間等を勘案し令和6年3月31日までと設定しています。経過措置の期間の終了間際には、閉止弁の設置等に係る工事等が混雑することも考えられることから、工業会その他の関係団体等を通じ、早期の対応を呼びかける予定としています。</p>	無

	<p>と考えます。以上のことから、容器弁点検と同様に段階的に経過措置を取ることには出来ないか。</p> <p>2 消火剤放出時の立入り制限に係る規定を定めるものについて、防火管理者の義務の認識で良いか。</p>	<p>2 規則第 19 条の 2 第 3 号に定められた消火剤放出時の立入り制限にかかる規定は、防火対象物の関係者に対する義務を規定したものであり、防火管理者に直接、新たな義務を課すものではありません。</p>	
No.7	<p>1 全域放出方式の不活性ガス消火設備(二酸化炭素を放射するものに限る。)には、起動用ガス容器を設けること、と記載があるが、既存の不活性ガス消火設備において、既存機器の性能上の問題で起動用ガス容器を設けることができない場合においても同基準が適用され、改修を必要とするものか。</p> <p>2 自動火災報知設備の感知器と連動して起動することができるものとする、とあるが、自動火災報知設備の感知器が必要ない建物や部分に不活性ガス消火設備を設置しようとする場合は、不活性ガス消火設備によって2種類の感知器を設置することで対応して差支えないか。</p> <p>また、表記は「一の火災信号は自動火災報知設備の感知器から制御盤に、他の火災信号は消火設備専用の感知器から制御盤に入る方式とするか、消火設備専用として設けた複数の感知器の火災信号が制御盤に入る方式(「AND 回路制御方式」とすること。」が望ましいのではないか。</p> <p style="text-align: right;">ほか同旨1件</p>	<p>1 起動用ガス容器の設置に係る規定は、既存の不活性ガス消火設備へは適用されません。</p> <p>2 不活性ガス消火設備専用として設けた感知器による、複数の火災信号によって起動するものとして差し支えありません。</p> <p>なお、条文は、意見公募時のもので問題ないと考えます。</p>	

<p>No.8</p>	<p>事故が相次いだということですが、具体的にどこで何件起こり、被害者は何人いらっしゃったのでしょうか？ また、今回の改正により、この様な事故はほぼ防止できると理解してよろしいのでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>令和2年12月22日に愛知県名古屋市(死者1名、負傷者10名)、令和3年1月23日に東京都港区(死者2名、負傷者1名)、令和3年4月15日に東京都新宿区(死者4名、負傷者2名)で事故が発生いたしました。</p> <p>今回の改正は、「特殊消火設備の設置基準等に係る検討部会」において、上記の事故に限らず、過去の事故事例等を踏まえ、想定される事故要因を洗い出し、各事故要因のリスク評価を実施した結果、講じる効果が高い又は講じることが望ましいと整理された事故防止策について、義務化するものです。</p>	<p>無</p>
<p>No.9</p>	<p>1 本改正案について賛成します。しかしながら、本改正案施行後においても、二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備では、誤放射による人的被害が皆無とはならないと考え、近い将来、下記のようなシステムを導入した消火設備となることを望みます。</p> <p>1)防護区画内に人の存在を検知している場合、いかなる場合でも消火剤を放射しないシステム。</p> <p>2)AIやIOT等のデジタル技術を導入し、火災時以外は消火剤が放射されないシステム。</p> <p>3)消火剤が放射されるまでの時間が明確になるような音声警報とし、その時間が防護区画内に表示されるシステム。</p> <p>4)防護区画内に非常停止スイッチ等の緊急停止装置を設ける。</p> <p>2 「二酸化炭素消火設備に関する基準の追加」にある制御盤付近に備えておくことされる「設備の構造並びに工事、整備及び点検時においてとるべき措置の具体的内容及び手</p>	<p>1 御意見として承ります。</p> <p>2 「設備の構造並びに工事、整備及び点検時においてとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた図書」の内容については、別途通知する予定です。</p>	<p>無</p>

	<p>順を定めた図書」とは、具体的にいかなるものか、お示しいただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【サンコー防災株式会社】</p>		
No.10	<p>費用負担が難しい設置者に対する財政的な支援等についてご検討いただき、実効性を高めていただきますよう、よろしくお願ひ致します。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人 東京都高圧ガス保安協会】</p>	御意見として承ります。	無
No.11	<p>不活性ガス消火設備の閉止弁の基準 第二 構造及び機能 四 開放及び閉止の旨の信号を制御盤に発信するスイッチ等が設けられていること。 第六 作動試験 二 閉止の状態での閉止の旨の信号が発せられること。 三 開放の状態での閉止の旨の信号が発せられること。 (意見) 既存の二酸化炭素消火設備制御盤に関しては、閉止弁の開放、閉止を受信、移報、表示する機能が組み込まれていないものが殆どであるが、機能が組み込まれていない場合は、閉止弁の開放、閉止を受信、移報、表示できる制御盤</p>	不活性ガス消火設備の閉止弁の基準の施行の際、現に存する防火対象物等に設置された二酸化炭素消火設備に対して、令和6年3月31日までに新たに閉止弁を設ける場合は、同基準第2第4号並びに第6第2号及び第3号以外の規定に適合するものについては、告示に適合するものとみなすこととしています。	無

	<p>への交換をする旨の基準が明記されていないが、明記して頂かないと、解釈によっては曖昧な対応となってしまいます。</p> <p>以上、御確認をお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ニチボウ】</p>		
No.12	<p>1 もしも「閉止弁」を閉止した状態で誤放出があった場合、閉止弁以外の場所にも、相当な圧力がかかり、ボンベ室内が危険な状態にさらされることとなるため集合管と閉止弁との間に、人のいない安全な場所に消火剤が排出されるように、「逃し配管及び逃し弁」の設置を義務付けるべきではないでしょうか？</p> <p>2 その他、事故防止の安全対策として、いくつか提案させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボンベ室での操作等により、点検中となった場合は、その旨を知らせる表示灯、パトランプ等を、防護区画入口付近に設ける。(音声の流れればなお良い) ・受信機等にも「閉止弁閉止中」「点検中」等の信号が表示されれば、関係者にも通知することが可能となるのではないのでしょうか。 ・万が一、消火薬剤が誤放出されたしまった場合に、排出ファンで屋外にガスを排出することとなるが、どのタイミングで立入可能になるかわからないので、防護区画内に「酸素濃度計」等を設置することが必要と考えます。 ・弊社では、二酸化炭素消火設備については、人命に関 	<p>1 配管内の圧力が高まった際に、配管を守るために消火剤を配管外へ逃す安全装置を設けることは既に義務付けられています。</p> <p>2 御意見として承ります。</p>	無

	<p>る設備ということで、特に重点的に講習を行います。また、現場作業中においても、手順を守っているか、チェックシートを用い、2人以上のチェック体制で実施しています。手順さえ間違えなければ、少なくとも死亡事故は防げると考えますので、公的機関の講習等におかれましても、教育の徹底が望まれます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
No.13	<p>規則 19 条の 2 一 項イ、二 項の規定について、機械式駐車場以外の防護区画(受変電室、コンピュータールーム等)の日常巡視点検は対象外として頂きたい。</p> <p>機械式駐車場以外の防護区画内には、日常巡視点検の為に施設係員が高頻度で(受変電室や電気室では毎日)立ち入ることから、閉止弁、自動手動切り替え装置の戻し忘れにより、火災が発生した際に設備が機能しない恐れがあると考え。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>閉止した閉止弁等を再度開放することを忘れることを防止するため、工事、整備、点検その他の特別の事情により防護区画内に人が立ち入る場合以外の場合は、閉止弁が開放された状態であることを維持すること等を防火対象物の関係者の義務として規定することとしています。</p> <p>また、今後関係マニュアル等を示すなどにより、防火対象物の関係者に対し注意喚起を図ることで、火災が発生した際に設備が機能しないことを防止していきます。</p>	無
No.14	<p>1 新設される省令第 19 条の 2 第 1 号イの案の対象について</p> <p>新設される省令第 19 条の 2 第 1 号イの案では、「工事、整備、点検その他の特別の事情により防護区画内に人が立ち入る場合は、(閉止弁が)閉止された状態であること。」とされています。</p> <p>これは「二酸化炭素消火設備に係る『工事、整備、点検その他の特別の事情』により防護区画内に立ち入る場合」</p>	<p>1 二酸化炭素消火設備以外の工事、整備、点検のために防護区画内に人が立ち入る場合も想定しています。</p>	無

<p>だけを想定していますか？</p> <p>それとも、「二酸化炭素消火設備『以外』の『工事、整備、点検その他の特別の事情』により防護区画内に立ち入る場合」も想定していますか？</p> <p>2020年12月から2021年4月までの事故には、「二酸化炭素消火設備『以外』を対象とした設備等の作業中」の事故も含まれています。</p> <p>条文の構成上は、二酸化炭素消火設備「だけ」を対象としていると考えるのが自然です。</p> <p>しかし、今回は「2020年12月から2021年4月にかけて全域放出方式の二酸化炭素を消火剤とする二酸化炭素消火設備に係る死亡事故が相次いで発生したことを踏まえた改正」と報道資料に記載されていたので、どこまで想定しているのか気になりました。</p> <p>2 省令第19条第5項第19号イ(ホ)の標識に表示する内容の追加案</p> <p>消防用設備等を「そもそも知らない人」に対しても注意喚起するために、次のことも記載した方がよいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火設備に関係ないものの作業時にも閉止弁を閉鎖する旨 ・作業後は閉止弁を復旧(開放)する旨 <p>実際、近年の事故では、「二酸化炭素消火設備『以外』を対象とした設備等の作業中」の事故も含まれています。</p> <p>なお、省令第19条第5項第19号イ(ホ)の案では、</p>	<p>2 工事、整備、点検その他特別の事情により防護区画内に人が立ち入る場合に閉止弁が閉止された状態に維持すること、その他の場合は、閉止弁が開放された状態に維持することについては、防火対象物の関係者の義務として規定することとしています。また、消火設備に直接関係しない工事等の作業を含め、作業に際しての閉止弁の閉止及び復旧の徹底について、関係マニュアル等を示すなどにより、注意喚起を図ることとしています。</p> <p>なお、閉止弁を閉止していることによって、「間違って感知器用の配線を切断する」といった間違っただ作業をした場合でも防護区画内に二酸化炭素は放出されません。</p>	
---	---	--

<p>・二酸化炭素の危険性 ・二酸化炭素消火剤が放出された場合に立ち入らないこと</p> <p>を表示した標識を設けることとされています。</p> <p>しかし、これだけだと、「間違って感知器用の配線を切断する」「熱感知器を変形させて(接点を閉じて)作動させる」といった間違った作業をした場合に、また死亡事故が発生する危険性があると思われました。</p> <p>3 設置届出書における「使用機器の『型式番号』や『認定番号』」の扱いについて</p> <p>使用機器の「型式承認に係る型式番号」や「認定番号」は「届出上必要な内容」に含まれますか？(試験結果報告書や平面図等の見やすい位置(備考欄等)に記載する等)</p> <p>設置届出書に添付する必要がある書類を明確化した省令案(第31条の3)では、次のものは含まれていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用機器図 <ul style="list-style-type: none"> →一般的には機器メーカーが作成したもので、型式番号、認定番号等が記載されている ・設備、器具ごとの概要表 <ul style="list-style-type: none"> →消防設備安全センターが作成した参考様式のうち、自動火災報知設備用は「型式承認に係る型式番号」を記載する欄がある 	<p>3 消防用設備等又はその部分である機器等のうち、消防庁長官が定める基準に適合すべきこととされているものについては、当該基準に適合する旨(消防法施行規則第31の4に基づく認定を受けたものにあつては、その旨及び必要に応じて施工等の条件)を平面図や計算書に記載すべき事項として整理することとしています。今後、提出を求める図面に記載すべき事項については、別途周知する予定です。</p>	
--	---	--

	<p>例えば、「規格省令が改正された結果、『新基準が遡及適用される場合』」には、消防本部等において、改修すべき対象数を調査する資料の一つとして「型式番号等」が使われると思われます。</p> <p>※参考 過去には自動火災報知設備の受信機に「地区音響装置の再鳴動機能が付いているか」を判断するためにも使われたと思われます。</p> <p>必要な届出内容に「型式番号」が含まれていたり、消防本部や消防署から「型式番号」を届出内容に含めるように求められるなら、届出者や代理人としては、次のいずれかの方法等により対応する必要が生じると思われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ使用機器図を添付する ・概要表、試験結果報告書若しくは平面図等に型式番号を記載する(転記ミスが発生しやすいのでなるべく避けたい) <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
--	--	--	--

○意見提出者数: 17 件

※1 提出意見数は、意見提出者数としています。

※2 その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが4件ありました。

※3 とりまとめの都合上、いただいた御意見は要約し、類似する意見をとりとまとめる等の整理をしております。

消防法施行令の一部を改正する政令等について

令和 4 年 9 月
消 防 庁 予 防 課

【概要】

令和2年12月から令和3年4月にかけて全域放出方式の二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備（以下「二酸化炭素消火設備」という。）に係る死亡事故が相次いで発生したことを踏まえ、事故の再発防止のため、二酸化炭素消火設備に係る技術上の基準等について見直すほか、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書及び工事整備対象設備等着工届出書に添付する書類について合理化するものである。

【改正法令等】

- ・消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）
- ・消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）
- ・消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和50年消防庁告示第14号）
- ・消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目（平成16年消防庁告示第25号）
- ・消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づく登録講習機関の行う講習に係る基準（平成16年消防庁告示第18号）
- ・不活性ガス消火設備の閉止弁の基準（新規制定）

1 消防法施行令の一部を改正する政令について

【改正内容】

- 既存防火対象物に設置されている一定の不活性ガス消火設備を最新の技術上の基準が適用される遡及対象設備に追加【令第34条関係】

二酸化炭素消火設備に係る事故の再発防止策等を踏まえ、新たに総務省令で定めることとしている設置及び維持に関する技術上の基準の一部を既存設備に対しても遡及して適用させるため、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の2の5に基づく不遡及の原則が適用されない消防用設備等に一定の不活性ガス消火設備（全域放出方式のもので総務省令で定める不活性ガス消火剤を放射するもので、不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準であって総務省令で定めるものの適用を受ける部分に限る。）を加える。
- 消防設備士等による点検の実施【令第36条関係】

現行法令では、延べ面積が1,000㎡未満の駐車場（令別表第一（13）項に掲げる防火対象物）等の場合、消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者（※）（以下「消防設備士等」という。）でない者が点検を行うことでよいこととされているが、二酸化炭素消火設備が設置されているもののように、防火対象物によっては、消防設備士等でない者が点検要領の手順を徹底することは難しく、事故発生リスクが高いものもあるため、消防設備士等に点検をさせなければならぬ防火対象物に総務省令で定める防火対象物を加えるための根拠規定を整備するもの。

※ 総務省令で定める資格を有する者：消防設備点検資格者のこと。電気工事士や建築士などの資格を有する者や一定の学歴を有する者で、点検に関し必要な知識や技能を習得することができる講習を修了し、免状の交付を受けている者。

【施行期日】

令和5年4月1日

2 消防法施行規則の一部を改正する省令について

(1) 二酸化炭素消火設備に係る事故の再発防止を図るための規定の整備について

【改正内容】

○ 既存設備であっても最新の技術上の基準が適用される不活性ガス消火設備の特定等【規則第 33 条の 2 関係】

令第 34 条第 2 号に規定する総務省令で定める不活性ガス消火剤として二酸化炭素を定めるとともに、同号に規定する不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準であって総務省令で定めるものとして、①閉止弁の設置、②二酸化炭素の危険性等に係る標識の設置、③防護区画内立入り時の閉止弁の閉止等、④点検時にとるべき措置を定めた図書の備付け、⑤消火剤放出時の立入り制限に係る規定を定めるもの。

○ 消防設備士等による点検が特に必要である防火対象物【規則第 31 条の 6 の 2 関係】

令第 36 条第 2 項第 4 号に規定する消防設備士等による点検が特に必要である防火対象物は、全域放出方式の二酸化炭素消火設備が設けられているものとするもの。

○ 二酸化炭素消火設備に関する基準の追加【規則第 19 条及び第 19 条の 2 関係】

二酸化炭素消火設備に係る事故の再発防止策等を踏まえ、不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目として、全域放出方式の二酸化炭素消火設備に関し、以下を定めるもの。

- ・ 起動用ガス容器を設けること
- ・ 起動装置には、消火剤の放出を停止する旨の信号を制御盤へ発信するための緊急停止装置を設けること
- ・ 自動式の起動装置の場合には、二以上の火災信号により起動するものとする
- ・ 常時人のいない防火対象物であっても、自動式の起動装置を設けた場合の音響警報装置は音声によること
- ・ 集合管又は操作管に消防庁長官が定める基準に適合する閉止弁を設けること
- ・ 二酸化炭素を貯蔵する貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口等の見やすい箇所に二酸化炭素の危険性等に係る標識を設けること
- ・ 閉止弁は、工事、整備、点検等により防護区画内に人が立ち入る場合は、閉止された状態を維持すること
- ・ 自動手動切替え装置は、工事、整備、点検等により防護区画内に人が立ち入る場合は、手動状態に維持すること
- ・ 消火剤が放射された場合は、防護区画内の消火剤が排出されるまでの間、当該防護区画内に立ち入ることのないように維持すること
- ・ 設備の構造並びに工事、整備及び点検時においてとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた図書を備えておくこと

○ その他所要の規定の整理を行うもの

【施行期日】

令和 5 年 4 月 1 日

【経過措置】

本改正省令の施行の際現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における不活性ガス消火設備に係る技術上の基準の細目については、改正後の規則における閉止弁の設置に係る規定にかかわらず、令和 6 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例によることとする等の所要の経過措置を設けるもの。

(2) 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書及び工事整備対象設備等着工届出書に添付する書類について

【改正内容】

- 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書及び工事整備対象設備等着工届出書に添付する書類の合理化【規則第31条の3及び第33条の18関係】
国民の利便性向上及び行政事務の効率化の観点から、添付書類を削減するもの。

【施行期日】

令和5年4月1日

3 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件について

【改正の内容】

別表第6に定められている不活性ガス消火設備の点検の基準について改正するもの。

【施行期日】

令和5年4月1日

4 消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目の一部を改正する件について

【改正の内容】

消防設備士講習の講習科目に、工事整備対象設備等の工事又は整備における保安に関する要点を追加するもの。

【施行期日】

令和5年4月1日

5 消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づく登録講習機関の行う講習に係る基準の一部を改正する件について

【改正の内容】

消防設備点検資格者の講習及び再講習の講習科目に、点検における保安に関する要点を追加するもの。

【施行期日】

令和5年4月1日

6 不活性ガス消火設備の閉止弁の基準を定める件について

【改正内容】

不活性ガス消火設備に設けられる閉止弁に関する基準を新設するもの。

【施行期日】

令和5年4月1日

政令第三百五号

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の二の五第一項及び第十七条の三の三の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の四第一項中「。以下この条」を「。以下この条及び第三十六条第二項第四号」に、「第三十条第七号」を「第三十四条第八号」に改める。

第三十四条中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 不活性ガス消火設備（全域放出方式のもので総務省令で定める不活性ガス消火剤を放射するものに限る。）（不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準であつて総務省令で定めるものの適用を受ける部分に限る。）

第三十六条第二項中「有する者」の下に「（第四号において「消防設備士等」という。）」を加え、同項

に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、消防用設備等又は特殊消防用設備等の防火安全性能を確保するために、消防設備士等による点検が特に必要であるものとして総務省令で定める防火対象物

附 則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

○総務省令第六十二号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の三の二及び第十七条の十四並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十三条、第三十四条第二号及び第三十六条第二項第四号の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月十四日

総務大臣 寺田 稔

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

〔第一章・第一章の二 略〕

第二章 消防用設備等又は特殊消防用設備等

〔第一節 略〕

第二節 設置及び維持の技術上の基準

〔第一款 第五款 略〕

第六款 雑則(第三十一条の八―第三十三条の二)

第二章の二 消防設備士(第三十三条の二の二―第三十三条の十八)

〔第三章 第七章 略〕

附則

(不活性ガス消防設備に関する基準)

第十九条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 不活性ガス消火剤の貯蔵容器(以下この条において「貯蔵容器」という。)に貯蔵する消火剤の量は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 全域放出方式の不活性ガス消火設備にあつては、次のイ又はロに定めるところによること。

イ 二酸化炭素を放射するものにあつては、次の(イ)から(ハ)までに定めるところにより算出された量以上の量とすること。

(イ) 通信機器室又は指定可燃物(可燃性固体類及び可燃性液体類を除く。)を貯蔵し、若しくは取り扱う防火対象物又はその部分にあつては、次の表の上欄に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、当該防護区画の体積(不燃材料で造られ、固定された気密構造体が存する場合には、当該構造体の体積を減じた体積。以下この条、第二十条及び第二十一条において同じ。)一立方メートルにつき同表下欄に掲げる量の割合で計算した量

〔表略〕

〔ロ・ハ 略〕

〔ロ 略〕

二 局所放出方式の不活性ガス消火設備にあつては、次のイ又はロに定めるところにより算出された量に、高圧式のものにあつては、一・四を、低圧式のものにあつては、一・一をそれぞれ乗じた量以上とすること。

イ 可燃性固体類又は可燃性液体類を上面を開放した容器に貯蔵する場合その他火災のときの燃焼面が一面に限定され、かつ、可燃物が飛散するおそれがない場合にあつては、防護対象物の表面積(当該防護対象物の一辺の長さが〇・六メートル以下の場合にあつては、当該辺の長さを〇・六メートルとして計算した面積。第二十条及び第二十一条において同

目次

〔第一章・第一章の二 同上〕

第二章 〔同上〕

〔第一節 同上〕

第二節 〔同上〕

〔第一款 第五款 同上〕

第六款 雑則(第三十一条の八―第三十三条)

第二章の二 消防設備士(第三十三条の二―第三十三条の十八)

〔第三章 第七章 同上〕

附則

(不活性ガス消防設備に関する基準)

第十九条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 〔同上〕

一 全域放出方式の不活性ガス消火設備にあつては、次のイ又はロに定めるところによること。

イ 二酸化炭素を放射するものにあつては、次の(イ)から(ハ)までに定めるところにより算出された量以上の量とすること。

(イ) 通信機器室又は指定可燃物(可燃性固体類及び可燃性液体類を除く。)を貯蔵し、若しくは取り扱う防火対象物又はその部分にあつては、次の表の上欄に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、当該防護区画の体積(不燃材料で造られ、固定された気密構造体が存する場合には、当該構造体の体積を減じた体積。以下この条、次条及び第二十一条において同じ。)一立方メートルにつき同表下欄に掲げる量の割合で計算した量

〔表同上〕

〔ロ・ハ 同上〕

〔ロ 同上〕

二 局所放出方式の不活性ガス消火設備にあつては、次のイ又はロに定めるところにより算出された量に、高圧式のものにあつては、一・四を、低圧式のものにあつては、一・一をそれぞれ乗じた量以上とすること。

イ 可燃性固体類又は可燃性液体類を上面を開放した容器に貯蔵する場合その他火災のときの燃焼面が一面に限定され、かつ、可燃物が飛散するおそれがない場合にあつては、防護対象物の表面積(当該防護対象物の一辺の長さが〇・六メートル以下の場合にあつては、当該辺の長さを〇・六メートルとして計算した面積。次条及び第二十一条におい

じ。一平方メートルにつき十三キログラムの割合で計算した量

〔ロ 略〕

〔三・四 略〕

5 全域放出方式又は局所放出方式の不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

〔一〜六 略〕

六の二 貯蔵容器には、消防庁長官が定める基準に適合する安全装置（容器弁に設けられたものを含む。第十三号ニ、第二十条第四項第四号イ及び第六号の二並びに第二十一条第四項第三号ハ及び第五号の二において同じ。）を設けること。

〔六の三 略〕

七 配管は、次のイからニまでに定めるところによること。

〔イ〜ハ 略〕

ニ 落差（配管の最も低い位置にある部分から最も高い位置にある部分までの垂直距離をいう。第二十条第四項第七号ホ及び第二十一条第四項第七号トにおいて同じ。）は、五メートル以下であること。

〔八〜十二 略〕

十三 起動用ガス容器は、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 全域放出方式の不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するものに限る。）には、起動用ガス容器を設けること。

ロ 略

ハ 略

ニ 略

十四 起動装置は、次のイ又はロに定めるところによること。

イ 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備にあつては、次のイ及びロに定めるところによること。

イ 手動式とすること。ただし、常時人のいない防火対象物その他手動式によることが不適当な場所に設けるものにあつては、自動式とすることができる。

ロ 全域放出方式のものには、消火剤の放射を停止する旨の信号を制御盤へ発信するため

の緊急停止装置を設けること。

〔ロ 略〕

〔十五 略〕

十六 自動式の起動装置は、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 起動装置は、次のイ及びロに定めるところによること。

イ 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものであること。

ロ 全域放出方式の不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するものに限る。）に設ける

起動装置は、二以上の火災信号により起動するものであること。

〔ロ〜ニ 略〕

て同じ。一平方メートルにつき十三キログラムの割合で計算した量

〔ロ 同上〕

〔三・四 同上〕

〔同上〕

〔一〜六 同上〕

六の二 貯蔵容器には、消防庁長官が定める基準に適合する安全装置（容器弁に設けられたものを含む。第十三号ハ、次条第四項第四号イ及び第六号の二並びに第二十一条第四項第三号ハ及び第五号の二において同じ。）を設けること。

〔六の三 同上〕

七 〔同上〕

〔イ〜ハ 同上〕

ニ 落差（配管の最も低い位置にある部分から最も高い位置にある部分までの垂直距離をいう。次条第四項第七号ホ及び第二十一条第四項第七号トにおいて同じ。）は、五メートル以下であること。

〔八〜十二 同上〕

十三 起動用ガス容器は、次のイからハまでに定めるところによること。

〔新設〕

イ 〔同上〕

ロ 〔同上〕

ハ 〔同上〕

十四 〔同上〕

イ 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備にあつては、手動式とすること。ただし、常時人のいない防火対象物その他手動式によることが不適当な場所に設けるものにあつては、自動式とすることができる。

〔新設〕

〔ロ 同上〕

〔十五 同上〕

十六 〔同上〕

イ 起動装置は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものであること。

〔新設〕

〔ロ〜ニ 同上〕

十七 音響警報装置は、次のイからニまでに定めるところによること。

〔イ・ロ 略〕

ハ 全域放出方式の不活性ガス消火設備に設ける音響警報装置は、音声による警報装置とすること。ただし、常時人のいない防火対象物（二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備のうち、自動式の起動装置を設けたものを除く。）にあつては、この限りでない。

〔ニ 略〕

〔十八 略〕

十九 全域放出方式の不活性ガス消火設備には、次のイ又はロに定めるところにより保安のための措置を講じること。

イ 二酸化炭素を放射するものにあつては、次の(イ)から(ホ)までに定めるところによること。

〔イ・ロ 略〕

(ハ) 集合管（集合管に選択弁を設ける場合にあつては、貯蔵容器と選択弁の間に限る。）又は操作管（起動用ガス容器と貯蔵容器的間に限る。）に消防庁長官が定める基準に適合する閉止弁を設けること。

〔イ・ロ 略〕

(ホ) 二酸化炭素を貯蔵する貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口等の見やすい箇所

に、次の(1)及び(2)に定める事項並びに日本産業規格 A 8 3 2 2（2022）の図 A.1（1）

の長さが〇・三メートル以上のもにに限る。）を表示した標識を設けること。

(1) 二酸化炭素が人体に危害を及ぼすおそれがあること。

(2) 消火剤が放射された場合は、当該場所に立ち入つてはならないこと。ただし、消火剤が排出されたことを確認した場合は、この限りでない。

ロ 窒素、I G—五五又は I G—五四一を放射するものにあつては、イ(ニ)の規定の例によること。

〔十九の二・十九の三 略〕

二十 非常電源は、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備によるものとし、その容量を当該設備を有効に一時間作動できる容量以上とするほか、第十二条第一項第四号ロからホまでの規定の例により設けること。

二十一 操作回路、音響警報装置回路及び表示灯回路（第二十條及び第二十一条において「操作回路等」という。）の配線は、第十二条第一項第五号の規定の例により設けること。

〔二十二〜二十四 略〕

〔6 略〕

第十九条の二 全域放出方式の不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するものに限る。）の維持に関する技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 閉止弁は、次のイ及びロに定めるところにより維持すること。

イ 工事、整備、点検その他の特別の事情により防護区画内に人が立ち入る場合は、閉止された状態であること。

ロ イに掲げる場合以外の場合は、開放された状態であること。

〔イ・ロ 同上〕

ハ 全域放出方式のものに設ける音響警報装置は、音声による警報装置とすること。ただし、常時人のいない防火対象物にあつては、この限りでない。

〔ニ 同上〕

〔十八 同上〕

十九 全域放出方式のものには、次のイ又はロに定めるところにより保安のための措置を講じること。

イ 二酸化炭素を放射するものにあつては、次の(イ)から(ハ)までに定めるところによること。

〔イ・ロ 同上〕

(ハ) 集合管（集合管に選択弁を設ける場合にあつては、貯蔵容器と選択弁の間に限る。）又は操作管（起動用ガス容器と貯蔵容器的間に限る。）に消防庁長官が定める基準に適合する閉止弁を設けること。

〔イ・ロ 同上〕

(ホ) 二酸化炭素を貯蔵する貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口等の見やすい箇所に、次の(1)及び(2)に定める事項並びに日本産業規格 A 8 3 2 2（2022）の図 A.1（1）の長さが〇・三メートル以上のもにに限る。）を表示した標識を設けること。

(1) 二酸化炭素が人体に危害を及ぼすおそれがあること。

(2) 消火剤が放射された場合は、当該場所に立ち入つてはならないこと。ただし、消火剤が排出されたことを確認した場合は、この限りでない。

ロ 窒素、I G—五五又は I G—五四一を放射するものにあつては、イ(ニ)の規定の例によること。

〔十九の二・十九の三 同上〕

二十 非常電源は、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備によるものとし、その容量を当該設備を有効に一時間作動できる容量以上とするほか、第十二条第一項第四号ロ、ハ、ニ及びホの規定の例により設けること。

二十一 操作回路、音響警報装置回路及び表示灯回路（次条及び第二十一条において「操作回路等」という。）の配線は、第十二条第一項第五号の規定の例により設けること。

〔二十二〜二十四 同上〕

〔6 同上〕

〔新設〕

十七 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 全域放出方式のものに設ける音響警報装置は、音声による警報装置とすること。ただし、常時人のいない防火対象物にあつては、この限りでない。

〔ニ 同上〕

〔十八 同上〕

十九 全域放出方式のものには、次のイ又はロに定めるところにより保安のための措置を講じること。

イ 二酸化炭素を放射するものにあつては、次の(イ)から(ハ)までに定めるところによること。

〔イ・ロ 同上〕

(ハ) 集合管（集合管に選択弁を設ける場合にあつては、貯蔵容器と選択弁の間に限る。）又は操作管（起動用ガス容器と貯蔵容器的間に限る。）に消防庁長官が定める基準に適合する閉止弁を設けること。

〔イ・ロ 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔同上〕

〔新設〕

〔同上〕

〔新設〕

〔同上〕

ロ 窒素、I G—五五又は I G—五四一を放射するものにあつては、イ(ハ)の規定の例によること。

〔十九の二・十九の三 同上〕

二十 非常電源は、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備によるものとし、その容量を当該設備を有効に一時間作動できる容量以上とするほか、第十二条第一項第四号ロ、ハ、ニ及びホの規定の例により設けること。

二十一 操作回路、音響警報装置回路及び表示灯回路（次条及び第二十一条において「操作回路等」という。）の配線は、第十二条第一項第五号の規定の例により設けること。

〔二十二〜二十四 同上〕

〔6 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔同上〕

〔新設〕

二 自動手動切替え装置は、工事、整備、点検その他の特別の事情により防護区画内に人が立ち入る場合は、手動状態に維持すること。

三 消火剤が放射された場合は、防護区画内の消火剤が排出されるまでの間、当該防護区画内に人が立ち入らないように維持すること。

四 制御盤の付近に設備の構造並びに工事、整備及び点検時においてとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた図書を備えておくこと。

(ハロゲン化物消火設備に関する基準)

第二十条 全域放出方式のハロゲン化物消火設備の噴射ヘッドは、第十九条第二項第一号の規定の例によるほか、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

〔一〕四 略〕

2 局所放出方式のハロゲン化物消火設備の噴射ヘッドは、第十九条第三項第一号及び第二号並びに前項第一号及び第二号イの規定の例によるほか、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

〔一・二 略〕

〔3 略〕

4 全域放出方式又は局所放出方式のハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、第十九条第五項第三号及び第十八号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

〔一〕二の三 略〕

二の四 全域放出方式のハロゲン化物消火設備を設置した防火対象物又はその部分の開口部は、次のイ又はロに定めるところによること。

イ ハロン二四〇二、ハロン二二二一又はハロン一三〇一を放射するものにあつては、第十九条第五項第四号イ(ロ)及び(ハ)の規定の例によること。

ロ HFC―二三、HFC―二七e a又はFK―五―一二を放射するものにあつては、第十九条第五項第四号ロの規定の例によること。

〔三 略〕

四 貯蔵容器等は、第十九条第五項第六号の規定の例によるほか、次のイからハまでに定めるところによる。

〔イ〕ハ 略〕

〔五〕九 略〕

十 選択弁は、第十九条第五項第十一号イからハまでの規定の例によるほか、消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

〔十一 略〕

十二 起動用ガス容器は、第十九条第五項第十三号(同号イを除く。)の規定の例により設けること。

十二の二 起動装置は、次のイ又はロに定めるところによること。

イ ハロン二四〇二、ハロン二二二一又はハロン一三〇一を放射するものにあつては、第十九条第五項第十四号イ(イ)、第十五号及び第十六号(同号イ(ロ)及びハを除く。)の規定の例により設けること。

(ハロゲン化物消火設備に関する基準)

第二十条 全域放出方式のハロゲン化物消火設備の噴射ヘッドは、前条第二項第一号の規定の例によるほか、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

〔一〕四 同上〕

2 局所放出方式のハロゲン化物消火設備の噴射ヘッドは、前条第三項第一号及び第二号並びに前項第一号及び第二号イの規定の例によるほか、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

〔一・二 同上〕

〔3 同上〕

4 全域放出方式又は局所放出方式のハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、前条第五項第三号及び第十八号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

〔一〕二の三 同上〕

二の四 同上〕

イ ハロン二四〇二、ハロン二二二一又はハロン一三〇一を放射するものにあつては、前条第五項第四号イ(ロ)及び(ハ)の規定の例によること。

ロ HFC―二三、HFC―二七e a又はFK―五―一二を放射するものにあつては、前条第五項第四号ロの規定の例によること。

〔三 同上〕

四 貯蔵容器等は、前条第五項第六号の規定の例によるほか、次のイからハまでに定めるところによる。

〔イ〕ハ 同上〕

〔五〕九 同上〕

十 選択弁は、前条第五項第十一号イからハまでの規定の例によるほか、消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

〔十一 同上〕

十二 起動用ガス容器は、前条第五項第十三号の規定の例により設けること。

十二の二 同上〕

イ ハロン二四〇二、ハロン二二二一又はハロン一三〇一を放射するものにあつては、前条第五項第十四号イ(イ)、第十五号及び第十六号(同号ハを除く。)の規定の例により設けること。

ロ HFC―二三、HFC―二七e a又はFK―五―一二を放射するものにあつては、第十九条第五項第十四号ロ及び第十六号（同号イ(ロ)を除く。）の規定の例により設けること。

十三 音響警報装置は、第十九条第五項第十七号の規定の例により設けること。ただし、ハロン―三〇―一を放射する全域放出方式のものにあつては、音声による警報装置としないことができる。

〔十四・十四の二 略〕

十五 非常電源及び操作回路等の配線は、第十九条第五項第二十号及び第二十一号の規定の例により設けること。

〔十六・十八 略〕

5 移動式のハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、第十九条第五項第六号ロ及びハ、同条第六項第二号から第五号まで並びに前項第三号（HFC―二三及びHFC―二七e aに係る部分を除く。）、第四号イからハまで、第五号（HFC―二七e aに係る部分を除く。）、第六号、第六号の二、第七号（HFC―二三及びHFC―二七e aに係る部分を除く。）、第八号及び第十六号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

〔一〜三 略〕

（粉末消火設備に関する基準）

第二十一条 「略」

〔2・3 略〕

4 全域放出方式又は局所放出方式の粉末消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、第十九条第五項第三号並びに第四号イ(ロ)及びハ(ハ)の規定の例によるほか、次のとおりとする。

〔一〜十二 略〕

十三 起動用ガス容器は、第十九条第五項第六号並びに第十三号ロ及びニの規定の例によるほか、次のイ及びロに定めるところによること。

〔イ・ロ 略〕

十四 起動装置は、第十九条第五項第十四号イ(イ)、第十五号及び第十六号（同号イ(ロ)及びハを除く。）の規定の例によること。

〔十五 略〕

十六 全域放出方式のものには、第十九条第五項第十九号イ(イ)、ロ及びニに規定する保安のための措置を講じること。

〔十七〜二十 略〕

〔5 略〕

（消防用設備等又は特殊消防用設備等の届出及び検査）

第三十一条の三 法第十七条の三の二の規定による検査を受けようとする防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事が完了した場合において、その旨を工事が完了した日から四日以内に消防長又は消防署長に別記様式第一号の二の三の届出書に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める書類を添えて届け

ロ HFC―二三、HFC―二七e a又はFK―五―一二を放射するものにあつては、前条第五項第十四号ロ及び第十六号の規定の例により設けること。

十三 音響警報装置は、前条第五項第十七号の規定の例により設けること。ただし、ハロン―三〇―一を放射する全域放出方式のものにあつては、音声による警報装置としないことができる。

〔十四・十四の二 同上〕

十五 非常電源及び操作回路等の配線は、前条第五項第二十号及び第二十一号の規定の例により設けること。

〔十六・十八 同上〕

5 移動式のハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、前条第五項第六号ロ及びハ、同条第六項第二号から第五号まで並びに前項第三号（HFC―二三及びHFC―二七e aに係る部分を除く。）、第四号イからハまで、第五号（HFC―二七e aに係る部分を除く。）、第六号、第六号の二、第七号（HFC―二三及びHFC―二七e aに係る部分を除く。）、第八号及び第十六号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

〔一〜三 同上〕

（粉末消火設備に関する基準）

第二十一条 「同上」

〔2・3 同上〕

〔同上〕

4 全域放出方式又は局所放出方式の粉末消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、第十九条第五項第三号並びに第四号イ(ロ)及びハ(ハ)の規定の例によるほか、次のイ及びロに定めるところによること。

〔一〜十二 同上〕

十三 起動用ガス容器は、第十九条第五項第六号並びに第十三号イ及びハの規定の例によるほか、次のイ及びロに定めるところによること。

〔イ・ロ 同上〕

十四 起動装置は、第十九条第五項第十四号イ(イ)、第十五号及び第十六号（同号ハを除く。）の規定の例によること。

〔十五 同上〕

十六 全域放出方式のものには、第十九条第五項第十九号イ(イ)に規定する保安のための措置を講じること。

〔十七〜二十 同上〕

〔5 同上〕

（消防用設備等又は特殊消防用設備等の届出及び検査）

第三十一条の三 法第十七条の三の二の規定による検査を受けようとする防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事が完了した場合において、その旨を工事が完了した日から四日以内に消防長又は消防署長に別記様式第一号の二の三の届出書に次に掲げる書類を添えて届け出なければならない。

出なければならない。

一 消防用設備等 当該設置に係る消防用設備等に関する図書で次に掲げるもの及び消防用設備等試験結果報告書

イ 平面図

ロ 配管及び配線の系統図

二 特殊消防用設備等 当該設置に係る特殊消防用設備等に関する図書で前号イ及びロに掲げるもの、法第十七条第三項に規定する設備等設置維持計画（以下「設備等設置維持計画」という。）並びに特殊消防用設備等試験結果報告書

2 消防長又は消防署長は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該防火対象物に設置された消防用設備等又は特殊消防用設備等が法第十七条第一項の政令若しくはこれに基づく命令、同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準（以下この条、第三十一条の四並びに第三十一条の五第二項第二号及び同条第三項において「設備等技術基準」という。）又は設備等設置維持計画に適合しているかどうかを検査しなければならない。

〔3・4 略〕

5 第一項第一号の規定による消防用設備等試験結果報告書の様式は、消防用設備等ごとに消防庁長官が定める。

（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）

第三十一条の六 〔略〕

〔2〜6 略〕

7 法第十七条の三の三に規定する総務省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、消防庁長官の登録を受けた法人（以下この条及び第三十一条の七において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び第三十一条の七第二項において「免状」という。）の交付を受けている者（次項及び第三十一条の七第二項において「消防設備点検資格者」という。）とする。

〔一〜十 略〕

〔8 略〕

（消防設備士等による点検が特に必要である防火対象物）

第三十一条の六の二 令第三十六条第二項第四号の総務省令で定める防火対象物は、全域放出方式の不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するものに限る。）が設置されているものとする。

（登録講習機関）

第三十一条の七 第三十一条の六第七項の規定による消防庁長官の登録は、同項の講習を行おうとする法人の申請により行う。

〔2 略〕

（適用が除外されない不活性ガス消火設備）

一 当該設置に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する図書

二 当該設置に係る消防用設備等試験結果報告書又は特殊消防用設備等試験結果報告書

2 消防長又は消防署長は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該防火対象物に設置された消防用設備等又は特殊消防用設備等が法第十七条第一項の政令若しくはこれに基づく命令、同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準（以下この条、第三十一条の四並びに第三十一条の五第二項第二号及び同条第三項において「設備等技術基準」という。）又は法第十七条第三項に規定する設備等設置維持計画（以下「設備等設置維持計画」という。）に適合しているかどうかを検査しなければならない。

〔3・4 同上〕

5 第一項第二号の規定による消防用設備等試験結果報告書の様式は、消防用設備等ごとに消防庁長官が定める。

（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）

第三十一条の六 〔同上〕

〔2〜6 同上〕

7 法第十七条の三の三に規定する総務省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、消防庁長官の登録を受けた法人（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第二項において「免状」という。）の交付を受けている者（次項及び次条第二項において「消防設備点検資格者」という。）とする。

〔一〜十 同上〕

〔8 同上〕

〔新設〕

第三十一条の七 前条第六項の規定による消防庁長官の登録は、同項の講習を行おうとする法人の申請により行う。

〔2 同上〕

（登録講習機関）

<p>第三十三条の二 令第三十四条第二号に規定する総務省令で定める不活性ガス消火剤は、二酸化炭素とする。</p> <p>2) 令第三十四条第二号に規定する不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準であつて総務省令で定めるものは、第十九条第五項第十九号イ(ハ)及び(ホ)並びに第十九条の二の規定とする。</p> <p>(消防設備士でなくても行える消防用設備等の整備の範囲)</p> <p>第三十三条の二の二 「略」</p> <p>(工事整備対象設備等着工届)</p> <p>第三十三条の十八 法第十七条の十四の規定による届出は、別記様式第一号の七の工事整備対象設備等着工届出書に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める書類の写しを添付して行わなければならない。</p> <p>一 消防用設備等 当該消防用設備等の工事の設計に関する図書で次に掲げるもの</p> <p>イ 平面図</p> <p>ロ 配管及び配線の系統図</p> <p>ハ 計算書</p> <p>二 特殊消防用設備等 当該特殊消防用設備等の工事の設計に関する前号イからハまでに掲げる図書、設備等設置維持計画、法第十七条の二第三項の評価結果を記載した書面及び法第十七条の二の二第二項の認定を受けた者であることを証する書類</p>	<p>〔新設〕</p> <p>(消防設備士でなくても行える消防用設備等の整備の範囲)</p> <p>第三十三条の二 「同上」</p> <p>(工事整備対象設備等着工届)</p> <p>第三十三条の十八 「同上」</p> <p>一 消防用設備等 当該消防用設備等の工事の設計に関する図書</p> <p>〔新設〕</p> <p>二 特殊消防用設備等 当該特殊消防用設備等の工事の設計に関する図書、設備等設置維持計画、法第十七条の二第三項の評価結果を記載した書面及び法第十七条の二の二第二項の認定を受けた者であることを証する書類</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における不活性ガス消火設備に係る技術上の基準の細目については、この省令による改正後の消防法施行規則（以下「新規則」という。）第十九条第五項第十三号イ、第十四号イロ、第十六号イロ及び第十七号ハの規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項の規定は、不活性ガス消火設備で次の各号のいずれかに該当するものについては、適用しない。

一 工事の着手が新規則の規定の施行又は適用の後である消防法施行令第三十四条の二で定める増築若しくは改築又は同令第三十四条の三で定める大規模の修繕若しくは模様替えに係る防火対象物における不活性ガス消火設備

二 新規則第十九条第五項第十三号イ、第十四号イロ、第十六号イロ又は第十七号ハの規定に適合するに至った防火対象物における不活性ガス消火設備

3 この省令の施行の際現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における不活性ガス消火設備に係る技術上の基準の細目については、新規則第十九条第五項第十九号イ(ハ)の規定にかかわらず、令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

○消防庁告示第五号

平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に依じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式）第二第一号及び第二号の規定に基づき、昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式）の一部を次のように改正する。

令和四年九月十四日

消防庁長官 前田 一浩

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>別表第6 不活性ガス消火設備の点検の基準</p> <p>1 機器点検 次の事項について確認すること。 〔(1)～(4) 略〕</p> <p>〔5〕 標識（貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口等に設けられるものに限る。） 出入口等の見やすい位置に設けられ、損傷、脱落、汚損等がないこと。</p> <p>〔6〕 起動装置 ア 略 イ 自動式起動装置 〔(7) ～ (9) 略〕</p> <p>〔(10) AND回路制御機能（二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備に限る。） 正常であること。〕</p> <p>〔(11) 緊急停止装置（二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備に限る。） 機能が正常であること。〕</p> <p>〔(12) 略〕</p> <p>〔(13) 略〕</p> <p>〔(14) 略〕</p> <p>〔(15) 略〕</p> <p>〔(16) 略〕</p> <p>〔(17) 略〕</p> <p>〔(18) 略〕</p> <p>〔(19) 略〕</p> <p>〔(20) 略〕</p>	<p>別表第6 〔同上〕</p> <p>1 〔同上〕 〔同上〕 〔(1)～(4) 同上〕 〔新設〕</p> <p>〔5〕 〔同上〕 ア 同上 イ 同上 〔(7) ～ (9) 同上〕 〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔10〕 〔同上〕 〔11〕 〔同上〕 〔12〕 〔同上〕 〔13) 同上〕 ア・イ 同上〕</p> <p>〔(14) 閉止弁（二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備に限る。） 変形、損傷、著しい腐食等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。〕</p> <p>〔15) 同上〕 〔16) 同上〕 〔17) 同上〕 〔18) 同上〕 〔19) 同上〕 〔20) 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

○消防庁告示第六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、平成十六年消防庁告示第十八号（消防法施行規則第三十条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づく登録講習機関の行う講習に係る基準）の一部を次のように改正する。

令和四年九月十四日

消防庁長官 前田 一浩

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

第三 講習科目及び講習時間

一 特種の講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

講習科目	講習時間
[略]	[略]
消防用設備等概論	二時間
イ 消防用設備等の概論	
ロ 点検における保安に関する要点	
[略]	[略]

二 第一種又は第二種の講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

講習科目	講習時間
[略]	[略]
消防用設備等の点検要領及び点検における保安に関する要点	六時間

〔三・四 略〕

第四 講習科目の一部免除

一 特種の講習については、第三第一号の規定に関わらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる講習科目を免除することができるものとする。

講習科目の一部を免除することができる者	免除することができる講習科目
第一種及び第二種の消防設備点検資格者免状の交付を受けている者	消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度、消防法規、建築基準法規、火災予防概論及び消防用設備等概論（点検における保安に関する要点を除く。）
規則第三十三条の三第一項に規定する甲種消防設備士で第一類から第三類までのいずれ	

第三 〔同上〕

一 〔同上〕

〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕
〔新設〕	〔同上〕
〔新設〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕

二 〔同上〕

〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕
消防用設備等の点検要領	〔同上〕

〔三・四 同上〕

第四 〔同上〕

一 〔同上〕

〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度、消防法規、建築基準法規、火災予防概論及び消防用設備等概論
〔同上〕	

か、第四類及び第五類の免状の交付を受けている者

〔略〕

〔略〕

〔二 略〕

第七 再講習科目及び再講習時間

一 特種の再講習は、次の表の上欄に掲げる再講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる再講習時間を基準として行うものとする。

再講習科目	再講習時間
〔一〕 略	〔略〕
(二) 点検実務 〔イ〕ハ 略	四時間
〔二〕 点検における保安に関する要点	再講習時間

二 第一種又は第二種の再講習は、次の表の上欄に掲げる再講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる再講習時間を基準として行うものとする。

再講習科目	再講習時間
〔一〕 略	〔略〕
(二) 点検実務 〔イ〕ハ 略	四時間
〔二〕 点検における保安に関する要点	再講習時間

〔同上〕

〔同上〕

〔二 同上〕

第七 〔同上〕

一 〔同上〕

再講習科目	再講習時間
〔一〕 同上	〔同上〕
(二) 点検実務 〔イ〕ハ 同上	〔同上〕
〔二〕 点検における保安に関する要点	再講習時間

二 〔同上〕

再講習科目	再講習時間
〔一〕 同上	〔同上〕
(二) 点検実務 〔イ〕ハ 同上	〔同上〕
〔二〕 点検における保安に関する要点	再講習時間

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

○消防庁告示第七号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十三条の十七第三項の規定に基づき、平成十六年消防庁告示第二十五号（消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目）の一部を次のように改正する。

令和四年九月十四日

消防庁長官 前田 一浩

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

○消防庁告示第八号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十九条第五項第十九号イ（ハ）の規定に基づき、不活性ガス消火設備の閉止弁の基準を次のように定める。

令和四年九月十四日

消防庁長官 前田 一浩

不活性ガス消火設備の閉止弁の基準

第一 趣旨

この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十九条第五項第十九号イ（ハ）に規定する不活性ガス消火設備の閉止弁の基準を定めるものとする。

第二 構造及び機能

閉止弁の構造及び機能は、次に定めるところによる。

一 常時開放状態にあつて、直接操作及び遠隔操作により閉止できるもの又は直接操作により閉止できるものであること。

二 直接操作により操作する部分には、操作の方向又は開閉位置を表示すること。

三 見やすい箇所に、常時開放し点検時に閉止する旨を表示すること。

四 開放及び閉止の旨の信号を制御盤に発信するスイッチ等が設けられていること。

- 五 使用時に破壊、亀裂等の異常を生じないものであること。
- 六 管との接続部は、管と容易に、かつ、確実に接続できるものであること。
- 七 ほこり又は湿気により機能に異常を生じないものであること。
- 八 弁箱の外表面は、なめらかで、使用上支障のある腐食、割れ、きず又はしわがないものであること。

第三 材質

閉止弁の材質は、次に定めるところによる。

- 一 弁箱は、次のいずれかに適合するものであること。
 - (一) J I S (産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。) G 四〇五一、G 四三〇三、G 五一二一、G 五一五一、H 三二五〇、H 五一二〇又はH 五一二一
 - (二) (一)に掲げるものと同一又は類似の試料採取方法及び試験方法により化学的成分及び機械的性質が同一又は類似しているもの
 - (三) (一)又は(二)に掲げるものと同等以上の強度及び耐食性を有するもの
- 二 さびの発生により機能に影響を与えるおそれのある部分は、有効な防錆処理を施したものであること。

三 ゴム及び合成樹脂等は、容易に変質しないものであること。

第四 耐圧試験

閉止弁の耐圧試験は、次に定めるところによる。

一 弁箱は、二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備のうち低圧式のものにあつては三・七五メガパスカル、その他のものにあつては最高使用圧力（集合管（集合管に選択弁を設けるものにあつては、貯蔵容器と選択弁の間に限る。）に設ける閉止弁にあつては温度四十度における貯蔵容器の蓄圧全圧力（消火設備に圧力調整装置付のものにあつては調整圧力）。操作管（起動用ガス容器と貯蔵容器の間に限る。）に設ける閉止弁にあつては温度四十度における起動用ガス容器の圧力。以下同じ。）の一・五倍の水圧力を二分間加えた場合に、漏れ又は変形を生じないものであること。

二 弁を閉止した状態で弁の一次側に二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備のうち低圧式のものにあつては三・七五メガパスカル、その他のものにあつては最高使用圧力の一・五倍の水圧力を二分間加えた場合に、損傷等を生じないものであること。

第五 気密試験

閉止弁の気密試験は、次に定めるところによる。

一 弁を開放した状態で二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備のうち低圧式のものにあつては

二・三メガパスカル、その他のものにあつては最高使用圧力の窒素ガス圧力又は空気圧力を五分鐘加えた場合に、漏れを生じないものであること。

二 弁を閉止した状態で弁の一次側に二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備のうち低圧式のものにあつては二・三メガパスカル、その他のものにあつては最高使用圧力の窒素ガス圧力又は空気圧力を五分鐘加えた場合に、漏れを生じないものであること。

第六 作動試験

閉止弁の作動試験は、次に定めるところによる。

- 一 直接操作又は遠隔操作により操作した場合に、確実に開閉すること。
- 二 閉止の状態での閉止の旨の信号が発せられること。
- 三 開放の状態での開放の旨の信号が発せられること。

第七 等価管長

閉止弁は、起動用ガス容器と貯蔵容器の間の操作管に設けるものを除き、水により等価管長を測定した場合に、その値が次に掲げるところによること。

- 一 ボール弁（フルボアのものを除く。）にあつては、五十メートル以下であること。
- 二 ボール弁以外のものにあつては、呼び径五十以下のもの場合には五十メートル以下、呼び径六十五以上のもの場合には百メートル以下であること。

三 ボール弁のうちフルボアのものにあつては、呼び径及び鋼管の種別に応じ、次の表に掲げる値であること。

												呼び径	鋼管の種別
													圧力配管用炭素鋼鋼管 (JIS G 3454) スケジュール四十
													圧力配管用炭素鋼鋼管 (JIS G 3454) スケジュール八十
百二十五	一・五	一・四	百	一・二	一・一	九十	一・〇	〇・九	八十	〇・八	〇・八	〇・八	〇・八
													〇・七
													〇・五
													〇・四
													〇・三
													〇・二
													〇・二
													〇・一
													〇・一

(単位…メートル)

第八 表示

閉止弁には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないよう表示すること。

- 一 製造者名又は商標
- 二 製造年
- 三 耐圧試験圧力値
- 四 型式記号
- 五 流体の流れ方向（流れ方向に制限のない場合は除く。）

附 則

- 1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における不活性ガス消火設備に設けられている閉止弁のうち、次の各号に適合するものについては、第二から第七までの規定にかかわらず、この告示に適合するものとみなす。

一 直接操作により操作する部分に、操作の方向又は開閉位置が表示されているものと。

二 見やすい箇所に、常時開放し点検時に閉止する旨が表示されているものであること。

三 直接操作又は遠隔操作により操作した場合に、確実に開閉するものであること。

3 この告示の施行の際、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における不活性ガス消火設備に令和六年三月三十一日までに新たに設ける閉止弁のうち、第二第四号並びに第六第二号及び第三号以外の規定に適合するものについては、この告示に適合するものとみなす。